

かすみがうら市情報セキュリティポリシー

平成17年3月28日 制定
平成29年4月1日 改定
令和3年10月21日 改定
令和4年6月9日 改定
令和6年4月1日 改定
令和8年4月1日 改定

情報セキュリティポリシーの構成

情報セキュリティポリシーとは、本市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称する。情報セキュリティポリシーは、情報資産に関する業務に携わる本市の職員、非常勤職員、臨時職員及び会計年度任用職員（以下「職員等」という。）及び委託事業者に浸透させ、及び定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。

一方で、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

このことから、情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分（基本方針）と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（対策基準）に分けて策定することとした。

具体的には、情報セキュリティポリシーを次の2階層に分け、それぞれ策定することとする。

- (1) 情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）
- (2) 情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）

また、情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム毎の具体的な情報セキュリティ対策の実施手順を策定することとする。（下表参照）

表 情報セキュリティポリシーの構成

文書名		内容
情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針
	情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全てのネットワーク及び情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準
情報セキュリティ実施手順		ネットワーク及び情報システム毎に定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順